

**さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター使用取扱要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市消費生活総合センターマスコットキャラクター「さいたま しようこちゃん」、「相談員さん」及び「チョットマッタマン」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人も、営利を目的とする場合を除き、マスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合。
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適当と消費生活総合センター所長（以下「所長」という。）が認めた場合

(使用の承諾)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承諾申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、所長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承諾する。
- 3 所長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはマスコット使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときはマスコット使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(承諾の内容の変更)

第4条 マスコットの使用承諾を受けた者が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第4号）を所長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

- 2 所長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用変更を承諾する。
- 3 所長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはマスコット使

用変更承諾通知書（様式第5号）を、当該承諾をしなかったときはマスコット使用変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用の終了）

第5条 第3条又は前条の規定によりマスコットの使用承諾を受けた者（以下、「受諾者」という。）は、承諾された内容に関して、使用を終了したときは速やかに、マスコット使用終了報告書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項等）

第6条 マスコットを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) さいたま市消費生活総合センター「マスコットキャラクター『さいたま しょうこちゃん』」、「相談員さん」及び「チョットマッタマン」デザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるデザインを使用すること。
 - (2) マスコットの下に「さいたま市消費生活総合センター「マスコットキャラクター『さいたま しょうこちゃん』」、「さいたま市消費生活総合センター「マスコットキャラクター相談員さん」、「さいたま市消費生活総合センター「マスコットキャラクター「チョットマッタマン」」又は「②さいたま市消費生活総合センター」と記すこと（別記参照）。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア さいたま市消費生活総合センターが啓発活動等で使用する場合
 - イ 個人的又は家庭内の使用にとどまる場合
 - ウ その他所長が認めた場合
 - (3) マスコットの立体物や動画などマスコットデザインバリエーションにないデザインを使用する場合は、事前に協議すること。
 - (4) 承諾を受けた用途のみに使用すること。
- 2 所長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、マスコットの使用について条件を付すことができる。

（権利設定の禁止）

第7条 使用者は、マスコットについて、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録その他の著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 使用承諾を受けた者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 所長は、使用者（受諾者を除く。）が第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第10条 所長は、受諾者が第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領に違反したときは、その承諾を取り消すことができる。

2 所長は、前項の規定により、承諾を取り消された者に対して、マスコット使用承諾取消通知書（様式第8号）を速やかに交付しなければならない。

3 所長は、第1項の規定により、承諾を取り消された者に損害が生じても、その責めを負わない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関する必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別記（第6条関係）



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しょうこちゃん



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
相談員さん



©さいたま市消費生活総合センター



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
チョットマッタマン

様式第1号（第3条関係）

マスコット使用承諾申請書

年　　月　　日

(宛先) 消費生活総合センター所長

申請者　住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

次のとおり消費生活総合センターマスコットキャラクターのデザインを使用したいので申請します。

1 使用対象物

2 使用目的及び使用方法

3 使用開始時期（使用の終了時期が明確である場合は、終了時期も記入してください。）

4 連絡先（担当者名、電話番号）

※ マスコットのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

マスコット使用承諾通知書

第 号
年 月 日
様

消費生活総合センター所長 印

年 月 日付で申請のありました、消費生活総合センターマスコットキャラクターのデザインの使用については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

2 承諾番号 第 号

※ マスコットの使用を終了した場合は、速やかに様式第7号「マスコット使用終了報告書」を提出してください。

様式第3号（第3条関係）

マスコット使用不承諾通知書

第 号
年 月 日
様

消費生活総合センター所長 印

年 月 日付で申請のありました、消費生活総合センターマスコットキャラクターのデザインの使用については、次の理由により不承諾とします。

理由

様式第4号（第4条関係）

マスコット使用変更申請書

年　　月　　日

(宛先) 消費生活総合センター所長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

承諾番号第　　号の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

(変更内容)

※ マスコットのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等を添付してください。

様式第5号（第4条関係）

マスコット使用変更承諾通知書

第 号
年 月 日
様

消費生活総合センター所長 印

年 月 日付で申請のありました、消費生活総合センターマスコットキャラクターのデザインの使用変更については、次のとおり承諾します。

1 変更内容

2 承諾番号 第 号

様式第6号（第4条関係）

マスコット使用変更不承諾通知書

第 号
年 月 日
様

消費生活総合センター所長 印

年 月 日付で申請のありました、消費生活総合センターマスコットキャラクターのデザインの使用変更については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第7号（第5条関係）

マスコット使用終了報告書

年　　月　　日

(宛先) 消費生活総合センター所長

申請者　住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

承諾番号第　　号の内容について、次のとおり使用を終了したので報告します。

1　使用を終了した対象物

2　使用終了時期

3　連絡先（担当者名、電話番号等）

様式第8号（第10条関係）

マスコット使用承諾取消通知書

第 号
年 月 日
様

消費生活総合センター所長 印

年 月 日付で承諾した、承諾番号第 号に係るデザインの
使用については、次の理由により使用承諾を取り消します。

理由